

平成 27 年 第 2 回総合教育会議 会議録

日 時 平成 27 年 12 月 22 日 (火) 午後 4 時 30 分

場 所 野々市市役所 2 階 202 会議室

開 会
経 緯 説 明

協 議 事 項 緊急の場合に講ずべき措置について

そ の 他

閉 会

構成員

野々市市長	栗 貴章
委員長	松野 勝夫
委員長職務代理	荻野 直子
委員	北本 正
〃	中野 恵美子
〃	松本 哲幸
教育長	堂坂 雅光

出席した事務局職員

総務部長	高橋 賢一
総務課長	東田 敏彦
教育文化部長	寺尾 庄司
教育総務課長	小川 幸人
学校教育課長	紺村 和也
教育総務課課長補佐	横山 貴広
教育総務課庶務係	盛本 圭一

傍聴人 なし

議 事

開会 （午後 4 時 29 分）

《議長挨拶》

栗 議長 それではお疲れ様です。本日の第 2 回総合教育会議の開催にあたりまして、お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。出席を求めました教育委員さん及び事務局職員全員の出席をいただきましたので、これよりお手元の会議資料に従って議事を進めてまいりたいと思います。それではまず協議事項として「緊急の場合に講ずべき措置について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

小川 課長 それではお手元の資料でございます「緊急の場合に講ずべき措置について」説明いたします。まず 1 頁目をご覧ください。協議事項の 1 といたしまして、ここでは緊急の場合に想定される措置として総合教育会議の開催、それから関係部署との連携・調整、第三者委員会等の立ち上げ、児童生徒等へのアンケート調査、全校集会、保護者説明会というようなものを想定しております。次の資料という所の真ん中をご覧ください。1 番で児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合に該当するときに想定される事項ということで文科省からの通知を抜粋してあります。今回私の方で説明したいのは①のいじめ問題、それから⑥の同じくいじめ問題の防止に関する重大事態というものを取り上げて、いじめに関するものについてどのような措置を講ずべきかということを重点的に説明したいと思います。3 頁目のカラーの表は緊急の場合のいじめ対応版ということでご覧ください。1 番上が学校現場での括りで、真ん中に教育委員会の括りがありまして下の方に総合教育会議を挟んで市長部局の括りという形で構成しております。それから表の中身の細かい説明になりますが、最初に上の赤い部分にありますいじめ事案の発生ですが、小中学校では常設のいじめ問題対策チームというものが各学校で組織されて活動しております。その中で事案が発生した場合には学校から教育委員会にすぐに報告があります。その後に教育委員会が行うものとして、教育長以下教育センター所長までのご覧のメンバーで市のいじめ問題緊急対策チームを立ち上げ、第三者委員会の立ち上げ等を含めた対応を協議しすぐに行動するということになっています。それからいじめ対応アドバイザーということで、この構成としては専門知識のある方で弁護士、医師、学識

経験者、臨床心理士等の方々を含めて対応を協議していくということになります。それから保護者、又は被害者、加害者等への対応がありますので、そのためにも別の中立的立場としての第三者委員会も立ち上げるという形で調査依頼をし、結果を報告していただきます。その間常に事態が進んでおりますので教育委員会も逐一市長に報告して対応して行きたいと思えます。それから、教育委員会である程度調査結果を把握した時に、市長において調査不足と判断した場合には野々市市いじめ問題再調査委員会を立ち上げるということになります。これはいじめ防止対策推進法第30条によるもので、この場合には市議会への報告義務が発生します。このような形で、いち早くいじめ問題への対応をしていきたいと考えておりますのでご協議をお願いいたします。

栗 議長 それではただいま説明のありました「緊急の場合に講ずべき措置について」協議を行いたいと思えます。委員の皆様で何かご意見などございましたらご発言をお願いします。

堂坂教育長 今回の課長の説明で、重大ないじめ問題で緊急に講ずべき措置を必要とする場合にこのような流れになるということで、小中学校から教育委員会に報告が入り、その報告を受けて教育委員会で更に調査を行うこともできます。それから小中学校に対する支援をすることもできます。それともうひとつ、教育委員会で公正・公平な調査ができるかという問題があるので、第三者委員会を立ち上げて調査を依頼し、その報告を待って市長に再度報告します。市長には随時報告するということになるのですが、総合教育会議が図中に青い矢印であります。これについては、資料の1頁の2の改正地方教育行政法における考え方で①から④までがこの総合教育会議に触れているところです。緊急の場合に、教育委員さんが全員集まることができるかということからの措置です。従って総合教育会議というものは、教育委員会が市長事務部局に報告する以外に会議を開いて具体的な対策を協議・調整することもありうるということなのです。でもこれはいじめだけではなくて災害の場合とか、そういうことも広く適応してこの総合教育会議というものを迅速に行うということを法律は良しとしています。市長がいじめ問題再調査委員会を開いたら市議会に報告義務があるのですが、小中学校から教育委員会が報告を受け、教育委員会が第三者委員会を設けてその報告を受けた時は、これを市議会に報告するということは法的には規定がないのです。しかし、これは当然必要なことですので矢印がないにしても市議会への報告や記者発表などで公表していくということはあるものというふうにご理解をいただきたいと思えます。また、市教育委員会の枠の中にいじめ問題緊急対策チームとして教育長はじめ教育センター所長と書いてあ

るのは、決定ではありません。あくまで案ですのでこのとおりになるかどうか分かりませんが、案としてご理解ください。したがっていじめ対応アドバイザーも必ず設けるかどうか分かりません。案件の内容によってだと思いますが、深刻な自殺等の場合にはやはり弁護士、医師などの中から適当な方に教育委員会のアドバイザーになっていただくということです。それから第三者委員会については、このような方々に委員をお願いして真相などを調査していただくということですのでイコールではありません。どちらも弁護士、医師と書いてありますが同じ人を同時にということはありえないと考えていただいた方が良くと思います。

荻野 委員 その点について質問してもよろしいですか。

栗 議長 はい。どうぞ。

荻野 委員 普段から学校に関わりのあるような弁護士や医師という方はだいたい決まっていますよね。人口5万人程度の市の場合ですとそういった方々の人数も限られてくるので、たとえば緊急を要するような事案が発生した時に、そういった方をどうやって選ぶのか、又は普段から学校とかに関わりのある方々をどうやって確保しておくのかというのがよくわからないのですが、

堂坂教育長 私たちはこういう方が適任かなという方は何人かリストアップして持っています。市内の弁護士さんで、この方ならという方もおいでますし、近隣の弁護士さん、あるいは大学の先生、お医者さんなど何人かはすぐお願いしようとした時のためにある程度はリストアップしてあります。動くとしたらその方たちに、そしてその方たちにアドバイザーをお願いしたとしたら、仮に第三者委員会を立ち上げるとしたらどのような先生がいいかいろいろ助言をいただきながら進めていくということになるのではないかと思います。

荻野 委員 やはり周りが急くというか、すぐ対応しないといろいろなところで問題が出てきますので、やはりこの方は適任だとかいう方がいらっしゃるのであれば、きちんとした説明も添えてある程度のところまでお願いをしておいた方がいいと思います。例えば野々市小校下で起こったことであれば、その中の方であればよくわかっておいでるけども、そこから離れてしまうといろいろな事情があるのがわからないという場合があつて、そういう方を第三者委員会に挙げてもいいのかという判断が非常に難しいと思います。

栗 議長 今各学校との関わりということ言うと、例えばそれぞれの学校で評議員さんを選んだりとか、現時点での本市の教育あるいは学校現場に関わりのある中で、こういうことをお願いできる人というのを少し整理しておいた方がいい。今の評議員さんのメンバーの中で、こういう関係の方というのは、全てではないかもしれないがいらっしゃるような気もするので、その

辺りを市として整理しておけば割と早い対応というのはできるかもしれない。

荻野 委員 これは県からサポートが得られるということはないのですか。

堂坂教育長 どのようなサポートですか。

荻野 委員 この職種を見ていると、恐らく臨床心理士などは少し層が薄いかなと思うのですが適任の方はいないですかということで県に推挙していただけたりすることはありますか。

堂坂教育長 今のところはよく来ていただいている臨床心理士さんがおいでます。

栗 議長 その方に聞いて今度は第三者委員会に適した方を誰か推薦してもらおうというような相談はできるかと思います。

堂坂教育長 そういうふうにしようかと思っています。まず最初に第三者委員会とアドバイザーではアドバイザーの方が先ですので、アドバイザーに就任をお願いした方に第三者委員会の適任者について助言をいただいた方が良いかと思います。我々が弁護士名簿を見てもどんな方かわかりにくいところがあるのです。この分野に強い人かどうかというのがわかりにくい。

栗 議長 今学校の関係で弁護士さんに入ってもらっているところはあるのですか。

紺村 課長 いや。

栗 議長 具体的にはないですね。

紺村 課長 はい。

栗 議長 薄いのはその辺のところとか、あとお医者さんで評議員になっていただいている方はおいでるのですか。いませんか。

堂坂教育長 評議員ですか。

栗 議長 そう。学校の。例えばお医者さんなら学校医で、本市の医師会の方とかならおそらくすぐに動いてくれるのではないかと思うので、あと弁護士さんとか警察経験者とかおいでないですか。

堂坂教育長 その辺りは少し薄くなります。慎重に選ばないと。アドバイザーとしてこの方々すべてを選ぶというのではなくて。

栗 議長 そういうことですね。

中野 委員 荻野委員がおっしゃるように、地域の事情がわかってくださる方というのはとても大事で、その辺りのチェックが必要だと思うのですが今までよく報道されている中で第三者委員会というのはよく耳にしますけど、市長部局で再調査ができるというのは今回はじめて知りました。これが可能であれば、仮に教育委員会での調査が不十分であった場合、きちんとした再調査を行うことで被害者の方に対しても説明責任が果たせるのではないのでしょうか。そういう重大な事態が無いにこしたことはないのですけどもね。

栗 議長 これまで一般的には学校現場の事案については教育部局の責任というよう

な感覚があったかもしれないので、そういうことも含めてこういう形になったとも思います。市長部局も責任を共有して教育にあたらなければならないということだと思しますので、心してがんばらなければならないといけません。

北本 委員 　ただ、この第三者委員会というのはまったく中立の立場の方が委員になった方がいいのではないですか。あまりにも学校の実情に詳しい方がなると少し私情が入ったりすることもあるでしょう。第三者委員会というのはやはりまったく違う方に就任していただいた方が多分良い結果が得られると思います。ただ、それ以前に学校の段階で先生方が子どもたちをよく見て、いじめのないようにしなければならないと思います。

松本 委員 　常設のチームは、事態が実際に起きた場合には3Sというのがとても大事だと思います。スピードと誠実な対応と正確な情報、この3つをどれだけきちんとするかということで第三者委員会は設置しなくてもよくなる確率の方が高いのです。ですから、実際に事件が起きた時の3Sがどれだけ機能するかということを第一に考えて動かないと、その動きが悪いと第三者委員会を設置しなければならない、公平でなかったと言われて設置してきたのが今までのいろいろな事案の傾向なのですね。だからそういう意味では小中学校と市教委の支援と調査の3つがうまく機能すれば第三者委員会を設置しなくてもその部分だけで解決できるかもしれない。保護者も一転二転されると私たちが信用してくださらなくなる。ですから正確な情報をどうやって集めるか、逆に言えばどれだけ公開するかによって本当に正しい情報を誠実にお伝えするスピードが大事で、この3つを大事にすると市長の再調査まで行かなくても解決できる。起きて欲しくないことですけど。

堂坂教育長 　市長に再調査委員会を設置していただくことのないような対応を当然教育委員会はしなければならないです。

栗 議長 　今まではそういう事案が非常に少ないからイメージが湧かないというのが正直なところなのですが、たとえばこの常設のいじめ問題対策チームで保護者説明会や全校集会を開催した時に、保護者に対してどういう説明なり情報を提供するかということの報告が教育委員会に対して無い状況で、現場の判断で行われても、こういう事案の場合はやはりしっかりと報告を受ける状況にしておかなければならないし、その辺りの連携を強くしておいていただかないとならないと思います。

堂坂教育長 　小中学校から教育委員会に報告があった時点で、学校に対しての支援をスピード感を持って手厚くやらないといけないと思います。でも、児童生徒のアンケートを実施したら結果の集計や分析に時間がかかると思います。

栗 議長 　そうですね。

堂坂教育長 小中学校で全校集会を開くにしろ、保護者説明会をするにしろアンケート調査をしたら本当に時間がかかります。その間、問題解決の進捗状況を誠実に記者発表なりしていかないとなかなかご理解がいただけないと思います。これは教育委員会がどれだけ学校現場とうまく連携を取りながらやっていくかということでしょうね。

荻野 委員 今例として出されたような、起きて欲しくない事案に関しては最初に常設いじめ問題対策チームで動くという訳ではなく、この表全部が一度に動きを始めるということでないとは多分適切な対応はできないですね。

堂坂教育長 まずいじめが発生すると小中学校から教育委員会に報告があります。そうしたらその報告はすぐに市長部局にももちろん届きます。

荻野 委員 その時には後から第三者委員会を立ち上げるのではなく、すぐに立ち上げるという方向でいかないと、透明性がないということで市民の信頼を損ねるということにつながりませんか。

堂坂教育長 その辺りはこれからもう少し、私たちはいつ頃どんな手順でやれば良いのか。第三者委員会を立ち上げましたと言ったらわかっていただけの面もあるのかどうか。ここのタイミングが難しい。

松野委員長 その判断は対策チームがするということになるのですね。

堂坂教育長 ええ。まず学校からの報告内容にどれくらいの正確性があるかという判断でしょうね。松本委員さんが言われるようにその時点で全体がはっきり把握されているということであれば、しかも保護者に対してこれでもって報告すれば起きた事案の全体内容が理解できるというものであればいいと思います。

北本 委員 今まではそういう自殺のような大きな事案はないけども、いろいろないじめの問題で教育委員会に報告がありました。その報告のあった段階が非常に遅いのです。意外と早く報告のあった事案については早く解決できている。だけでも遅い事案は、半年ほど経過してやっとわかった事案もありました。委員会でもまだ調整ができていないという事案もありました。とにかく問題があったらすぐ教育委員会へ報告するという連携をしっかりしておかないと後の対応が遅れてくる。どんな問題にしてもね。

堂坂教育長 以前に比べて、いじめの事案にしろ、どんなに小さな問題でもすぐに報告が来るようになりました。

北本 委員 そこで一步遅れるとやはり後手後手に回ってしまうから、あらゆる問題を必ず報告するということですね。

栗 議長 そういうことですね。

堂坂教育長 自殺というような深刻な事態の場合には小中学校からすぐに報告が入りますし、それはすぐに市長にも報告が入ります。そして市教育委員会は学校

に対してどういうことかという調査・報告がここで繰り返し行われます。支援というのもその一環です。併せて総合教育会議、これは市長が主宰して会議をするものなので市長部局からも総合教育会議を開催するという旨の通知が出ますので、教育委員会もそれに応じて参加するという考え方で理解していただければ良いです。

栗 議長
堂坂教育長

招集ですね。

はい。招集権は市長にあります。そこでも第三者委員会をどんなふう立ち上げるかということは、この総合教育会議で協議することになります。重大な事案が起こったら、この矢印を順番にということよりも早く市長と教育委員会、特に教育長が対応策を講じて第三者委員会なり記者発表などの外部対応も含めて調整をするということになっています。一方で学校での事実確認、これを教育委員会が調べる、意見を聴く、全体把握をするということが一挙に行われることになると思います。

高橋 部長

順番ではなく一気に、一番適切な対応を取ると。それが総合教育会議で行われるということですね。それで委員全員が揃った総合教育会議を招集できない場合には市長と教育長で開催するということですね。

堂坂教育長

それから最後の再調査委員会はやはり市長部局の判断だと思いますが、通常は第三者委員会のメンバープラス何かが市長の思いで構成されるのだらうと思います。

高橋 部長

第三者委員会にプラスですか。

堂坂教育長

第三者委員会とは別人というのが通常だと思います。

高橋 部長

そうですね。

栗 議長

想定される事案というのが多分いろいろなケースがあると思うけども、基本的にはスピード感を持って対応しなければならないことは間違いないと思うので、その後のケアとかフォローということを含めて考えると、それぞれのケースで判断もしなければならないと思いますが、今日の協議も踏まえてもう少し精度の高いものでまとめていけばどうかと思います。ただこういうことはマニュアルとか要綱とかを作るということでもないと思いますので、もう少し整理をしていただいて、事が起こった時に最低限どういう優先順位でどう動かなければならないかという、それぞれの役割を認識できるように整理していただければ良いと思います。ほかに何かご意見はありますか。ないようですので、この件については今日のところはこれでよろしいですか。

堂坂教育長

はい。

栗 議長

それでは、次に教育委員会各課の事業の進捗状況、上半期について事務局より説明願います。

- 小川 課長 それでは、お手元の資料については教育委員会各課多くの事業を実施しておりますが、主だったものについて抜粋いたしました。各課4から5項目、生涯学習課については若干ボリュームがありますが、それぞれほぼ順調に推移しており中にはすでに終了したものもあるということでございます。
- 栗 議長 はい。今の説明に関連して何かございますか。特にありませんか。もう年末ということでもございますが、年度ということ言いますと来年の3月までが区切りということでございます。その点も含めまして今日ご出席の皆様には本市の教育行政発展のためにこれからもお力添えをいただきますようお願いしたいと思います。それではこれを持ちまして本日の第2回総合教育会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。

閉会 (午後5時14分)

以上、本会議の議事経過及び結果が正確であることを証するため、野々市市総合教育会議設置要綱第7条第1項の規定により議事録を作成する。